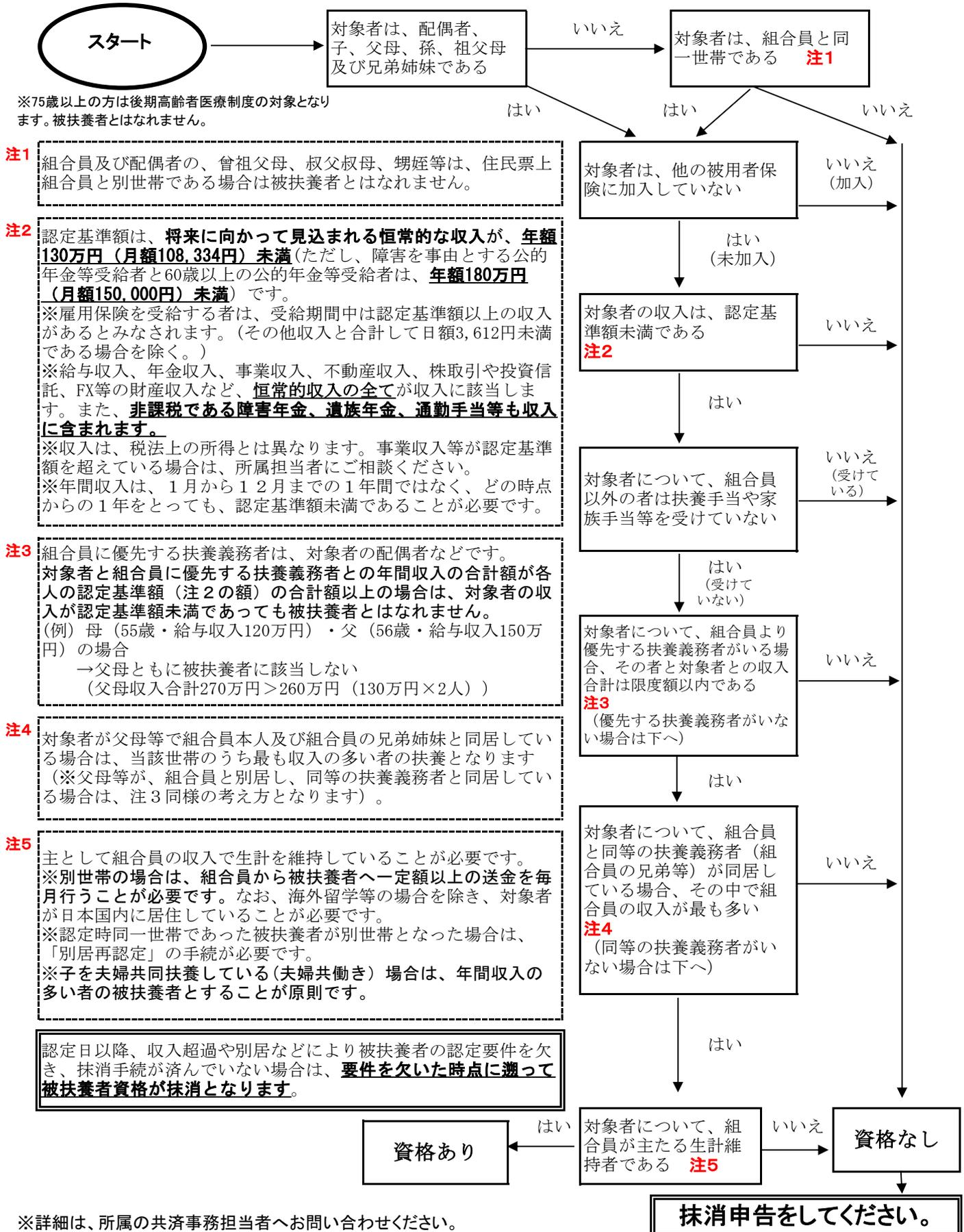


被扶養者認定要件チェック表

あなたの被扶養者(以下「対象者」といいます。)について、次のチャートにしたがって、必ずチェックを行ってください。被扶養者資格の認定要件を欠いている場合には、速やかに所属担当者に申告のうえ、抹消手続きをしてください。

要件に該当しなくなった日以降、医療機関等で被扶養者証等を使用した場合は、その給付費用(医療費の7割相当分及び附加給付分)を共済組合に返還いただくこととなりますので、速やかに抹消申告を行ってください。

(下記チェック表は、認定要件について簡易チェックできるように作成されています。認定基準等の詳細については、所属所(勤務先)の共済事務担当者にご確認ください。)



※75歳以上の方は後期高齢者医療制度の対象となります。被扶養者とはなりません。

注1 組合員及び配偶者の、曾祖父母、叔父叔母、甥姪等は、住民票上組合員と別世帯である場合は被扶養者とはなりません。

注2 認定基準額は、将来に向かって見込まれる恒常的な収入が、**年額130万円(月額108,334円)未満**(ただし、障害を事由とする公的年金等受給者と60歳以上の公的年金等受給者は、**年額180万円(月額150,000円)未満**)です。
 ※雇用保険を受給する者は、受給期間中は認定基準額以上の収入があるとみなされます。(その他収入と合計して月額3,612円未満である場合を除く。)
 ※給与収入、年金収入、事業収入、不動産収入、株取引や投資信託、FX等の財産収入など、**恒常的収入の全てが収入に該当します。また、非課税である障害年金、遺族年金、通勤手当等も収入に含まれます。**
 ※収入は、税法上の所得とは異なります。事業収入等が認定基準額を超えている場合は、所属担当者にご相談ください。
 ※年間収入は、1月から12月までの1年間ではなく、どの時点からの1年をとっても、認定基準額未満であることが必要です。

注3 組合員に優先する扶養義務者は、対象者の配偶者などです。対象者と組合員に優先する扶養義務者との年間収入の合計額が各人の認定基準額(注2の額)の合計額以上の場合、対象者の収入が認定基準額未満であっても被扶養者とはなりません。
 (例) 母(55歳・給与収入120万円)・父(56歳・給与収入150万円)の場合
 → 父母ともに被扶養者に該当しない
 (父母収入合計270万円 > 260万円(130万円×2人))

注4 対象者が父母等で組合員本人及び組合員の兄弟姉妹と同居している場合は、当該世帯のうち最も収入の多い者の扶養となります(※父母等が、組合員と別居し、同等の扶養義務者と同居している場合は、注3同様の考え方となります)。

注5 主として組合員の収入で生計を維持していることが必要です。
 ※別世帯の場合は、組合員から被扶養者へ一定額以上の送金を毎月行うことが必要です。なお、海外留学等の場合を除き、対象者が日本国内に居住していることが必要です。
 ※認定時同一世帯であった被扶養者が別世帯となった場合は、「別居再認定」の手続が必要です。
 ※子を夫婦共同扶養している(夫婦共働き)場合は、年間収入の多い者の被扶養者とするのが原則です。

認定日以降、収入超過や別居などにより被扶養者の認定要件を欠き、抹消手続きが済んでいない場合は、**要件を欠いた時点で遡って被扶養者資格が抹消となります。**

※詳細は、所属の共済事務担当者へお問い合わせください。